

2013年（平成25年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）9月27日付けで諮問（第597号）された患者の診療事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った理由

神奈川県中央児童相談所長（以下児童相談所）から、児童福祉法第11条第1項第2号ハ並びに児童虐待の防止等に関する法律（以下児童虐待防止法）第8条第2項に基づき、藤沢市民病院が児童相談所へ虐待の疑いについてを通告した当時の入院患者について、その処遇を検討する目的で、当院に対し児童虐待防止法第13条の3に基づき患者に関する意見書及び各種検査における画像・検査結果等を文書にて回答するよう照会がなされた。

児童虐待防止法第13条の3の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。市民病院は児童相談所へ虐待の疑いについて通告した医療機関であるが、当院が患者に関する意見書等医療記録を目的外に児童相談所へ

情報提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 藤沢市民病院の診療録を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する被照会患者の個人情報

(ア) 意見書

患者の受診経過，診断名，診断名の根拠となる検査結果，前述の検査結果から推定される受傷時期及び検査結果に基づく医学的見解

(イ) 入院期間中に実施された各種検査における画像記録，検査結果

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県中央児童相談所長

ウ 目的外提供の根拠規定

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）第13条の3

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、児童虐待防止法第13条の3に基づくものである。

児童虐待防止法第13条の3は「地方公共団体の機関は、市町村長，都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況，これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童，その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは，当該資料又は情報について，当該市町村長，都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し，かつ，利用することに相当の理由があるときは，これを提供することができる。ただし，当該資料又は情報を提供することによって，当該資料又は情報に係る児童，その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは，この限りでない。」としており，児童相談所長等からの照会依頼に対して，地方公共団体の機関が情報提供することができることを認めたものであるが，その照会に対し情報提供しなければならない拘束力はない。

一方で，市民病院は児童福祉法第25条に基づき児童相談所へ通告した医療機関であるため，患者に関する意見書等医療記録を児童相談所へ情報提供する必要があると考えられる。

本件照会の情報について，児童相談所は虐待の防止に関する業務遂行のために必要な限度で利用し，市民病院は通告した医療機関として情報提供を行い調査の適正かつ迅速な対応に協力するために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

児童相談所から、本件照会の理由と提供する必要性については「現在患者は、児童福祉法第33条に基づき県の児童福祉審議会の承認を得て延長での一時保護中である。今後の援助方針を検討するにあたり、その判断材料として市民病院での医学的所見が必要である。方針のひとつに長期保護も考えられ、その際は家庭裁判所に市民病院での所見を提出する予定。患者の症状は症例が少なく他からの医学的所見も必要であるため、各種検査結果等は第三者医療機関へ診断依頼をする際に使用する予定である。

長期保護を行う場合、保護者の同意が必要となるが、保護者は子供を自宅に取り戻したいという思いがあるため同意の取り付けは不可能である。しかし家庭裁判所へ提出する医学的所見等の資料が不十分である場合、患者は自宅に戻されざるを得なくなり患者の生命身体が脅かされる可能性がある。また一度家庭裁判所への申立が却下され患者が帰宅すると、家庭に児童相談所を含め外部機関からの指導が届きにくくなってしまう。」との説明があった。虐待防止法第13条の3のただし書きでは、児童相談所への情報提供が保護者の権利利益を不当に侵害する場合は除くとあるが、今回の件は保護者の権利利益を守るより患者に危害が加わらない状態をつくる必要がある。

以上のことから、児童相談所が必要とする照会事項は、患者が当院に入院していた期間の診断・記録等であり、他手段での照会・調査での代替は不可能と考えられる。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由については承認（答申第88号）を得ている。本件に関する目的外提供も、患者の虐待防止と同様の目的であることから、本人通知の省略については以下の答申第88号に準ずるものとする。

ア 個人情報の本人が虐待者である保護者の場合、本人に通知することはかえって虐待を助長する恐れが生じるなど事務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し15歳以上の児童に対しては個別具体的に本人通

知の必要性を判断し、15歳未満の児童に対しては本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

本件に関する目的外提供も、患者の虐待防止と同様の目的であり、本人通知の省略については上記ア及びイと同様の合理的理由から、本件に係る患者への虐待を防止するためには、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとする。

#### (4) 提出書類

- ア 児童に関する意見書及び各種検査における画像、検査結果等の提供について（依頼）
- イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な調査権を有した神奈川県中央児童相談所長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「現在患者は、児童福祉法第33条に基づき県の児童福祉審議会の承認を得て延長での一時保護中である。今後の援助方針を検討するにあたり、その判断材料として市民病院での医学的所見が必要である。方針のひとつに長期保護も考えられ、その際は家庭裁判所に市民病院での所見を提出する予定。患者の症状は症例が少なく他からの医学的所見も必要であるため、各種検査結果等は第三者医療機関へ診断依頼をする際に使用する予定である。長期保護を行う場合、保護者の同意が必要となるが、保護者は子供を自宅に取り戻したいという思いがあるため同意の取り付けは不可能である。しかし家庭裁判所へ提出する医学的所見等の資料が不十分である場合、患者は自宅に戻されざるを得なくなり患者の生命身体が脅かされる可能性がある。また一度家庭裁判所への申立が却下され患者が帰宅すると、家庭に児童相談所を含め外部機関からの指導が届きにくくなってしまう。」とのことであった。

また、実施機関では、児童虐待防止法第13条の3のただし書きでは、児童相談所への情報提供が保護者の権利利益を不当に侵害する場合は除くとあるが、今回の件は保護者の権利利益を守るより患者に危害が加わらない状態をつくる必要があるとし、また、当該情報は患者が当院に入院していた期間の診断・記録等であり、他手段での照会・調査での代替は不可能であるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合に限ってみると、本人通知をした場合、虐待を助長する可能性を否定できないことから、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上